

4 教義第 714 号
4 教保第 569 号
令和 4 年 12 月 5 日

市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」の
改正について（通知）

標記ガイドライン 2（4）①昼食等の場面の留意事項の改正について、別添のとおり、県立
学校あて通知しましたので、参考にしてください。

長野県教育委員会事務局義務教育課管理係
（課長）加藤 浩
（担当）栗林勝幸 安松大介
電話 026-235-7426(直通)内線 4342
FAX 026-235-7494
Email gimukyo@pref.nagano.lg.jp

長野県教育委員会事務局保健厚生課
（課長）永岡 勝
保健・安全係
（担当）中島広介 小田切優美 梅本絵里
学校給食係
（担当）木原好子 高橋和子
電話 026-235-7444(直通)内線 4447
FAX 026-234-5169
E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp

県立学校長 様

教 育 長

「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」の
改正について（通知）

令和 4 年 12 月 1 日付け 4 教保号外「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の
変更等について」通知でお知らせしたように、標記ガイドライン 2（4）①昼食等の場面の留
意事項を下記のとおり改正しました。

なお、下記の留意事項に配慮した上で、感染状況を勘案し、教室の広さや児童生徒数等の学
校の実情に応じた適切な環境を整えれば、昼食等の時間において児童生徒間で会話することも
可能であるということを申し添えます。

記

新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン

2 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

(4) 飲食について

①昼食等の場面の留意事項

- ア 食事前、食事（食器等の片付け）後の手洗いを徹底する。
- イ 食事前後に、机上（配膳台を含む）を消毒する。
- ウ 食事中は、飛沫を飛ばさないよう対面を避けるなど座席の配置を工夫し、大声
での会話を控える。
- エ 食事後の歓談時には、必ずマスクを着用する。
- オ 爪を切るなど清潔な手指で食事をする。
- カ 適切な換気を確保する。

高校教育課管理係 （課長）服部靖之 （担当）志津千代子 電話 026-235-7430（直通）内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp	特別支援教育課指導係 （課長）酒井和幸 （担当）勝又和彦 電話 026-235-7456（直通）内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp
保健厚生課 （課長）永岡 勝 保健・安全係 （担当）中島広介 小田切優美 梅本絵里 学校給食係 （担当）木原好子 高橋和子 電話 026-235-7444（直通）内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	